

水戸市議会政務活動費を充てることのできる経費細目

政務活動費を充てることのできる経費の範囲		経 費 細 目			
科 目	内 容	科 目	内 容	経費内訳	摘 要
研究研修費	会派が研究会若しくは研修会を開催するために要する経費又は他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費（会場費、講師謝金、出席者負担金、会費、旅費等）	研究研修費	(1)会派が研究会、研修会、講演会を開催するために要する経費 (2)会派が他の団体の開催する研究会、研修会、講演会に参加するために要する経費 (3)会派が行う活動のために必要な住民意向等を調査するために要する経費	ア.講師等謝金	交通費、宿泊費を含む。 手話通訳、要約筆記、ボランティア等を含む。
				イ.旅費	研修会等の講師に対する旅費は、市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第7条、常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第6条に規定する額を支給する。但し、特別車両料金を除き、日当については、諸雑費（昼食代を含む）を除いた、1,500円を市内移動経費として支給する。 議員自身の旅費についても、上記と同様とするが、当該支出を証明する書類として、旅行命令書を提出すること。但し、航空機利用の場合は、領収書を添付すること。ガソリン代は、旅行命令書に車利用と明記した上で、距離数に応じた額（37円/km）を計上する。駐車料金・有料道路料金（ETC含む）については、領収書等（領収書又は当該支出の事実を証する書類）を添付すれば認める。 宿泊を伴う場合は報告書を提出すること。
				ウ.資料代	

				エ.会食代	講師との会食に限る。 夕食は1人5,000円, 昼食は1人2,500円を限度とする。食糧費についての判例(H13.3.22福岡地裁判決では「1人当たり5千円を超える食糧費の支出は支出権者の裁量権の濫用で違法」との判断が示されている。)
				オ.茶菓子代	会議等のお茶, コーヒー代等も含む。1人1,000円を限度とする。
				カ.印刷製本費	
				キ.調査委託料	委託先が民法上の親族の場合は対象外。
				ク.会場使用料 及び会場設 営料	研究・研修会場として借り受ける場合の, その対価として相手方に支払われる経費。看板代, 盛花代等を含む。
				ケ.機材借上料	
				コ.バス借上料	
				サ.出席者負担 金	
				シ.会費	政治団体の年会費・月会費は対象外。 パソコン講座等の受講料は対象外。
				ス.筆耕料	
調査旅費	会派が行う活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費	調査旅費	会派が行う活動のために必要な先進地視察調査又は現地調査に要する経費	ア.旅費	市議会議員の報酬, 費用弁償及び期末手当に関する条例第7条, 常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第6条に規定する額を支給する。但し, 特別車両料金を除き, 日当については, 諸雑費(昼食代を含む)を除いた, 1,500円を市内移動経費として支給する。 当該支出を証明する書類として, 旅行命令書を提出すること。但し, 航空機利用の場合は, 領収書を添付すること。ガソリン代は,

					旅行命令書に車利用と明記した上で、距離数に応じた額（37円/km）を計上する。駐車料金・有料道路料金（ETC含む）については、領収書等（領収書又は当該支出の事実を証する書類）を添付すれば認める。 宿泊を伴う場合は報告書を提出すること。 海外視察は対象外。
				イ.土産代	視察先ごとに、3,000円を限度とする。ただし、送料が発生した場合は、送料の範囲内において、これを超えることができる。
資料作成費	会派が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本費、翻訳料等）	資料作成費	会派が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費	ア.印刷製本費	
				イ.筆耕料	
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	ア.図書購入費	領収書に書籍名を記入する。
				イ.新聞購読料	自らが所属する政党等の発行する新聞については対象外。政党関係紙は会派で一部（紙数制限なし）、一般全国紙は1人一紙、同様に地方紙も1人一紙までとする。
				ウ.その他資料購入費	CD、MD、テープ等
広報費	会派が行う活動及び市の政策について住民に報告及び紹介をするために要する経費（広報紙及び報告書の印刷費、郵送料、会場費等）	広報費	(1)会派が行う活動及び市の政策について、住民への報告会等を開催するために要する経費	ア.印刷製本費	印刷物には、会派名を記載する。後援会、政党等と共同で発行する場合は対象外とする。
				イ.郵便代	郵便を使用する場合には、原則として料金別納郵便を使用し、やむを得ず切手を購入する場合には、必要枚数のみの購入とする。

			(2)会派が行う活動及び市の施策についての広報紙等を作成するために要する経費	ウ.茶菓子代	
				エ.会場使用料及び会場設営料	報告会等の会場として借り受ける場合の、その対価として相手方に支払われる経費。看板代、盛花代等を含む。
				オ.機材借上料	
				カ.バス借上料	
				キ.新聞等折込料	
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望及び意見を聴取するための会議等に要する経費（会場費、印刷費、茶菓子代等）	広聴費		ア.印刷製本費	
				イ.茶菓子代	
				ウ.会場使用料及び会場設営料	広聴会等の会場として借り受ける場合の、その対価として相手方に支払われる経費。看板代、盛花代等を含む。
				エ.機材借上料	
人件費	会派が行う活動を補助するための職員の雇用に必要な経費	人件費	会派が行う活動を補助するための職員を雇用する経費	ア.パート賃金	雇用契約によるパート等臨時の職員に支払われる経費。 当該パート職員が民法上の親族の場合は対象外。 対象となる活動を特定した雇用契約書又は雇用計画書若しくは報告書を提出する。 時給の上限及び社会保険、雇用保険の加入範囲は市の基準に準ずる。
				イ.交通費	
その他の経費	上記以外の経費で会派が行う活動に必要な経費	その他の経費	上記以外の経費で会派が行う活動に必要な経費	ア.ガソリン代	日常的な活動に要する経費。1人年額72,000円を限度とする。
				イ.有料道路代	
				ウ.タクシー代	

				エ.電話使用料	1人年額 72,000 円を限度とする。
				オ.事務所費	会派事務所として借り受ける場合の、その対価として相手方に支払われる経費及び付帯する光熱水費。 自宅を会派事務所と兼ねる場合は対象外。 事務所数は、一会派一事務所までとする。 一会派月額 30,000 円を限度とする。
				カ.消耗品費	1人年額 60,000 円を限度とする。
				キ.郵便代	広報費に関わる経費を除く。
				ク.ホームページ関係経費	按分率を2分の1とする。 ホームページ作成の委託先が民法上の親族の場合は対象外。 ホームページは、一会派一サイトとする。
				ケ.インターネット利用料	按分率を2分の1とする。
				コ.事務機器購入費及び事務機器賃借料	修繕料も含み1人年額 120,000 円を限度とする。

※ 1 上記細目については、当分の間、従前の政務調査費使途基準細目と同様の範囲で運用する。

※ 2 交際費的経費，政党活動経費，選挙活動経費，後援会活動経費，私的活動経費を除く。